

平成29年11月に発生した広島県における 就労継続支援A型事業所の経営破たん について

令和元年6月29日
広島県健康福祉局
障害者支援課長 岩崎和浩

広島県HP

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/jiritsukyoku30-2.html>

就労継続支援 A 型事業所の破たんに係る検証報告書について

本会議において議論された就労継続支援 A 型事業所の経営破たんに係る検証報告書が、平成30年12月6日に県へ提出されました。

検証報告書

- ① [通知文 \(PDFファイル\)\(106KB\)](#)
- ② [検証報告書 \(PDFファイル\)\(1.57MB\)](#)

目次

- 1 事案の概要
- 2 利用者支援のための対応
- 3 検証の視点について
- 4 検証報告のポイント
- 5 再発防止に向けた取組
- 6 所感

3

1 事案の概要

(1) 法人・事業所の概要

- 事業者名：一般社団法人しあわせの庭
- 代表理事：山下昌明
- 所在地：福山市曙町五丁目30番15号

(平成29年11月17日現在)

事業所名	事業所住所	サービス種類	定員	登録利用者	職員数	所管
しあわせの庭	福山市曙町五丁目30番15号	就労継続支援A型	50人	65人	23人	福山市
しあわせの庭 鶴飼事業所	府中市鶴飼町字柿ノ木531番地3	就労継続支援A型	40人	41人	9人	広島県
		計	90人	106人	32人	

4

(2) 事業所の所在



5

(3) 定員等の推移

年月日	しあわせの庭(福山市所管)	しあわせの庭鶉飼事業所 (広島県所管)
H26.12.11	法人設立	
H27.3.31	指定申請	
H27.5.1	事業所指定〔定員:10名〕	
H27.8.1	定員増加〔定員:10名⇒20名〕	
H28.2.5		指定申請
H28.3.1		事業所指定〔定員:20名〕
H28.10.1	定員増加〔定員:20名⇒40名〕 新涯町に作業場を追加	
H29.3.1	定員増加〔定員:40名⇒50名〕	定員増加〔定員:20名⇒40名〕

6

(4) 事案の発生

- H29.11.17利用者106人に対し解雇予告なく即時解雇。
- 利用継続・再就職あっせん等の支援なし
- 10月分、11/1～17までの未払賃金と30日分の解雇予告手当が未払。

平成29年11月17日中国新聞

2 利用者支援のための対応

(1) 支援体制

- 10/24 県・関係市・労働関係機関対策会議を開催し、事案の情報共有と利用者の離職後の対応方法等 Xdayに備えて準備。
- 利用者一人一人について、支援漏れが無いかどうか確認できるよう、利用者名簿を関係機関で共有し、県が進捗状況を管理。
- 会議には岡山県がオブザーバー参加。
あじさいGの経営破たんの際の対応等について、貴重な助言をいただく。
- 厚労省に情報提供し、指導を仰ぐ。
- 法人代表者代理人弁護士、破産管財人弁護士とも連携。
- ※ 破産管財人は、障害福祉サービス継続提供・斡旋義務を負わない。

県・関係市・労働関係機関対策会議メンバー：
 広島県、福山市、府中市、尾道市、笠岡市、井原市
 労働局、労働基準監督署、ハローワーク

(2)生活支援, 再就職等支援

- 別な事業所等の紹介もなく破たん。従業員一部を除き解雇。ケアマネも解雇。代表理事は雲隠れ。
- 11/17破たん当日, 利用者説明会開催。
法人代表者代理人弁護士, ハローワーク, 市役所等による諸手続き説明。
- 利用者全員に相談支援事業所を付け, 生活相談と障害福祉サービスの斡旋。
- ハローワークによる就緊急障害者就職面接会の開催。

開催日	会場	参加企業等	利用者参加人数
H29.12.18(月)	広島県民文化センターふくやま	一般企業 18 A型事業所 6	48
H30.1.15(月)	まなびの館ローズコム	一般企業 16 A型事業所 3	30
H30.3.19(月)	エフピコRiM	一般企業 6 A型事業所 2	27(うち元利用者11)
H30.6.25(月)	エフピコRiM	一般企業 8	12

9

しあわせの庭の元利用者等の再就職状況

(平成30年10月末現在)

事業所名	支給決定 自治体別 利用者数		利用者の再就職等の状況							職員	
			一般 就労	A型	B型	就労 移行・ その他	小計	就活 等	自宅	離職 者数	再就 職者 数※
しあわせの庭 鶴飼事業所	福山	17	10	1		2	13	4		9	8
	府中	20	6	1	8	2	17	2	1		
	尾道	4		1	1	1	3		1		
	小計	41	16	3	9	5	33	6	2		
しあわせの庭	福山	61	22	11	19	1	53	8		20	17
	府中	1	1				1				
	尾道	1						1			
	笠岡	1	1				1				
	井原	1	1				1				
小計	65	25	11	19	1	56	9	0			
合計	106		41	14	28	6	89	15	2	29	25

※ 就学者を含む。

10

(3)雇用保険給付・未払賃金

(雇用保険給付)

- 法人代表者代理人弁護士による離職票の発行。
- 11/27 雇用保険手続き受理会・相談会開催。
- 12月中に雇用保険給付支払い開始

(未払賃金)

- 10月分, 11/1~17までの未払賃金と30日分の解雇予告手当が未払。
- 11/24 県内3市, 代理受領による給付費支払を停止。
- 12/8 破産宣告。破産管財人弁護士選任。
- H30.3月中に労働基準監督署と破産管財人弁護士の連携プレーにより, 未払賃金立替払制度(未払賃金の80%)による支払い終了。
- H30.5月までに県内3市, 破産管財人に給付費支払い。
- H30.12.12 破産手続による配当。
未払の賃金20%と解雇予告手当について, 配当率72%。

11

3 検証の視点について

(目的)

経営破たんの原因と再発防止策の検討, 全国的にも破たんが相次ぐA型事業所の構造的な問題の解明。

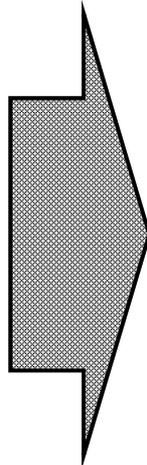
(視点)

- 経営破たんの原因
- 事業所運営の実態
- 利用者像
- 支給決定手続き
- 審査・指導体制
- 利用者保護

12

(数々の謎)

- なぜ給付費と特開金があるのに、経営破たんしたのか？
- 指定基準の見直しが行われたから経営破たんしたのか？
- 多額の借入の目的は何か？
- 職員は事業所で何をしていたのか？
- 利用者は事業所で何をしていたのか？
- なぜ誰も何も言ってこなかったのか？
- なぜ利用者の行先が決まらないのか？
- なぜ支援区分5の利用者がいるのか？
- なぜモニタリングや暫定支給決定が行われていないのか？
- なぜ県は、経営状況や運営実態を全く把握していないのか？
- なぜこのような事業所を指定したのか？
等々



(実態調査)

- ヒアリング
 - ・県・福山市担当者
 - ・利用者
 - ・職員
 - ・支援団体
- アンケート
 - ・関係支給決定市
 - ・関係相談支援事業者
 - ・関係利用者
 - ・関係職員
(サービス管理責任者、職業指導員等)
 - ・関係金融機関
 - ・全県市町
 - ・全県就労継続支援A型事業所
 - ・全県相談支援事業者

4 検証報告のポイント

(1) 経営破たんの原因

- 経営の杜撰さや資金繰りの見通しの甘さをはじめとする経営者の放漫経営。
 - ・ 自己資金を準備せず、借入金、訓練等給付費、特定求職者雇用開発助成金に依存。
 - ・ 事業拡大に生産活動による収益が伴わず資金ショートし破たん。
(負債総額2億8,000万円(内2億2,000万円は金融機関等からの借入及びリース))
- 指定基準の改定は、経営破たんの原因ではない。
- 但し、十分な資料が把握できず、個々の取引の妥当性を含め、経営実態の全てを解明することはできなかった。

	①	②	③	④		①	②	③	④
BS	H27.4.16	H27.11.30	H28.11.30	H29.7.31		H27.4.16	H27.11.30	H28.11.30	H29.7.31
資産	35,000,000	70,164,320	158,221,000	173,147,542	負債	35,000,000	69,942,230	154,147,232	188,844,235
流動資産	35,000,000	31,808,745	76,830,733	88,059,555	流動負債	0	4,106,013	11,538,252	20,556,753
現金預金	35,000,000	1,475,080	12,064,382	14,699,302	未払金		3,794,763	9,874,228	13,596,636
未収金		22,951,928	57,205,708	65,548,672	預かり金		162,250	354,024	577,795
その他		7,381,737	7,560,643	7,813,581	その他		149,000	1,310,000	6,382,322
固定資産	0	38,355,575	81,390,267	85,087,987	固定負債	35,000,000	65,836,217	142,608,980	168,287,482
建物		18,383,026	45,601,726	45,601,726	長期借入金	35,000,000	41,833,000	126,137,000	155,999,000
設備		17,820,000	28,913,300	28,913,300	役員借入金		24,003,217	14,165,208	10,329,902
備品		1,146,637	3,965,349	6,592,349	その他		0	2,306,772	1,958,580
その他		1,005,892	2,909,892	3,980,612	資本	0	222,090	4,073,768	△ 15,696,693
資産合計	35,000,000	70,164,320	158,221,000	173,147,542	繰越利益剰余金		222,090	4,073,768	△ 15,696,693
PL	H27.4.16	H27.11.30	H28.11.30	H29.7.31	負債・資本合計	35,000,000	70,164,320	158,221,000	173,147,542
支出		45,615,903	135,020,807	110,879,242	収入		45,837,993	138,872,485	91,108,781
売上原価		5,238,403	18,490,446	9,549,533	売上		45,693,397	137,942,714	88,779,613
材料費		4,870,384	17,906,472	9,549,533	売上		45,693,397	137,942,714	88,779,613
外注費		368,019	583,974		営業外収益		144,596	929,771	2,329,168
販管費		39,607,099	112,482,008	98,916,111	営業外収益		144,596	929,771	2,329,168
役員報酬		5,400,000	7,200,000	4,200,000					
職員給与		9,906,935	28,098,514	27,623,690					
利用者給与		10,039,351	36,503,260	45,108,097					
その他		14,260,813	40,680,234	21,984,324					
営業外費用		621,401	2,738,353	2,413,598					
支払利息		621,401	2,738,353	2,413,598					
法人税等		149,000	1,310,000						
当期純利益		222,090	3,851,678	△ 19,770,461					
繰越利益剰余金		222,090	4,073,768	△ 15,696,693					

- ① 指定申請書より
 ② 第1期確定申告より
 ③ 第2期確定申告より
 ④ 業務管理体制検査の際の月次報告より

区分	生産活動収入等		訓練等給付費		特定求職者雇用開発助成金		障害者雇用奨励金		摘要
	福山	府中	福山	府中	福山	府中	福山	府中	
②	15,625,857	-	14,706,540	-	12,400,000	-	2,961,000	-	
③	39,021,266	25,294	35,125,470	10,560,960	42,030,000	0	0	0	資料にH28.11月分のデータが欠けており決算と不一致
④	12,748,821	474,413	33,708,892	24,593,937	8,233,000	7,967,000	0	0	資料に月次補正のデータが欠けており月次報告と不一致

(2) 事業所運営の実態

現状・課題等	分析	再発防止に向けた取組への提言と制度要望
<p>○ 生産活動が極端に低調</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽作業中心で収益性が乏しい ・全県でも、6割を超える事業所が基準未達状態(生産活動による収益で利用者賃金を賄えない) <p>○ 利用者処遇技術が低い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が定着せず未経験者中心 ・研修等人材育成低調 	<p>⇒事業所の規模が小さく、商品開発力、営業力が弱い(定員20名で職員3~4名配置)</p> <p>⇒事業所の規模が小さく、単独では人材育成の力が無い</p>	<p>○ 基準未達事業所の経営改善の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画書の審査, 進捗モニタリング, 実施状況等公表 <p>○ 収益力向上のための経営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導, 検査における経営診断, 県市町の各種支援策等への参画。 <p>○ 提供するサービスの質の向上と事業経営の透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等情報公開制度等による情報公開の徹底 <p>○ 職員の資質向上のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者に対する就労支援スキル向上を含めた職員研修機会の提供 等

(3) 利用者像

現状・課題等	分析	再発防止に向けた取組への提言と制度要望
<p>○ 精神障害者の利用が多数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害種別：身体24%知的24%精神52% ・全県でも、精神54%で、精神障害者の利用が過半 <p>○ A型利用の適性に乏しい利用者が在籍</p>	<p>⇒精神の障害特性に配慮した就労支援が必要だが、それができる事業所は少ない</p> <p>⇒利用者の能力に応じたサービスの振分が不十分</p>	<p>○ 職員の資質向上のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者に対する就労支援スキル向上を含めた職員研修機会の提供 <p>○ 利用者の能力にふさわしい働く場を提供するための関係機関の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク、市町、相談支援事業所間の適切な連携・調整の仕組み構築 <p>○ B型の工賃収入のみでは生活できない、一般就労にはついていけない(雇用が難しい)障害者の生活支援制度の創設(制度要望)</p>

(4) 支給決定手続き

現状・課題等	分析	再発防止に向けた取組への提言と制度要望
<p>○ 利用者の能力に応じたサービスの振分が不十分</p> <p>○ 相談支援事業所との連携が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セルフプラン利用者30%、暫定支給決定低調 ・全県ではセルフプラン44%で相談支援事業所によるモニタリングが行われていない 等 	<p>⇒適切にサービスを紹介するには、高い専門性が必要</p> <p>⇒相談支援事業所が不足</p> <p>⇒ハローワークとの連携が薄い</p>	<p>○ 利用者の能力にふさわしい働く場を提供するための関係機関の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク、市町、相談支援事業所間の適切な連携・調整の仕組み構築 ・事業所が行ったアセスメントを市町が適正に評価するための技術的支援、相談支援全般に対する市町への財政的支援の充実(制度要望)

(5) 審査・指導体制

現状・課題等	分析	再発防止に向けた取組への提言と制度要望
<p>○ 審査・検査が表面的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の採算性の審査が不十分 ・検査の際に会計検査をしていない ・設置法人を検査していない <p>○ 3年に1回の実地検査など検査の頻度が低い</p>	<p>⇒ 指定基準の項目チェック中心</p> <p>⇒ 会計検査のスキルがない</p> <p>⇒ 法人の検査権限が不明確</p> <p>⇒ 事業所数と検査体制のアンバランス</p>	<p>○ 経営内容・個別処遇に踏み込んだ審査・検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル改訂, 職員研修, 外部専門家の活用 ・地域差解消のため指導監督基準の改正や行政職員の研修実施(制度要望) <p>○ 指導・検査体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査対象数に見合った指導・検査体制の整備 等

19

(6) 利用者保護

現状・課題等	分析	再発防止に向けた取組への提言と制度要望
<p>○ 内部牽制脆弱, 情報公開に消極的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員2人の一般社団法人で, 監事未設置。総会未開催で予算・決算なし ・全県でも, 基準未達事業所は小規模法人が多い <p>○ 未払賃金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未払賃金立替制度は未払賃金の8割保護(解雇予告手当は対象外) 	<p>⇒ 運営主体として, 制度が容認しているが, 改める必要がある</p> <p>⇒ 破産手続による救済のみでは不十分</p>	<p>○ 不適格事業者あるいは経営危機状態にある事業所からの障害者保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定基準の厳格化(特に法人の種類・規模・体制, 最低資本金額等の財政基盤), 公認会計士又は税理士の関与の必須化, 経営情報等の公開による内部牽制体制の強化(制度要望) <p>○ 未払賃金保障制度の拡充(制度要望)</p>

20

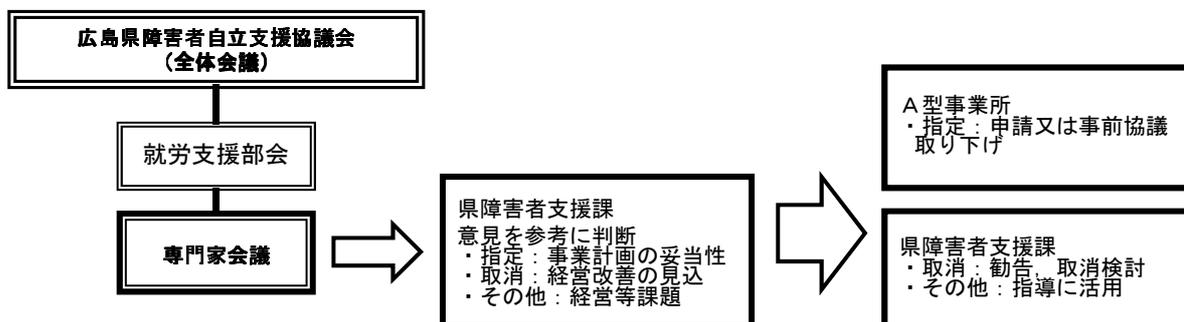
5 再発防止に向けた取組

事業内容
①指定・取消における審査体制の強化【新規】 ・専門家によるA型事業所(県所管法人)の指定や取消審査に対する県への助言 参加:経営専門家(中小企業診断士, 公認会計士), 福祉専門家等による審査
②指導・監査への助言 経営改善計画の進捗状況, 財務内容等の点検・審査により, A型事業所の運営の適正化を図る。 ・基準未達事業所※の立入検査に指導監査専門官(中小企業診断士等)を同行し, 財務状況の確認等のA型事業所点検事業の実施(県所管法人) ・国立保健医療科学院の主催する社会福祉施設等担当職員研修, 広島県社会福祉協議会が主催する財務・経理研修への県職員派遣
③A型事業所職員の資質向上のための研修【新規】 ・精神障害に対する理解を深めること及び利用者の特性に応じた就労支援スキルの向上 主にA型事業所の直接処遇職員を対象(県内全A型事業所対象)
④A型事業所の経営改善のための研修 ・経営改善に係る専門家によるセミナー 主にA型事業所の管理者及び管理業務担当職員等を対象(県内全A型事業所対象)
⑤A型事業所の収益力向上のための経営支援【新規】 ・収益力の低いA型事業所へ生産性向上のためのアドバイス等を行い, 利用者の工賃向上を目指す。 ・経営コンサルタントを派遣し, A型事業者が作成する収益力向上のための経営改善計画を実施するうえでアドバイス等を行う。(県内で経営改善計画を提出する全A型事業所対象)
⑥相談支援事業所職員へのA型事業に関する説明会【新規】 ・相談支援専門員を対象に, 検証結果等を説明し, 不適格事業者の情報共有やハローワークとの連携強化の協力を要請等する。 県内3会場で実施(県内全相談支援事業所対象)

21

就労継続支援A型事業所の指定等に係る専門家会議の設置について

- 平成30年12月6日に広島県障害者自立支援協議会が策定した就労継続支援A型事業所の経営破たんに係る「検証報告書」の提言を踏まえ, A型事業所の新規指定申請(定員増の変更申請を含む。)時の事業計画及び指定取消検討時の経営改善の見込みなどについて, 専門的な意見を聴取するため, 協議会に「A型事業所の指定等に係る専門家会議」を設置する。
- 県は専門家会議の意見を参考に, 事業計画の妥当性や経営改善の見込みを判断し, A型事業所の指定, 取消等を行う。



22

6 所感

- 本事案は、悪しきA型の典型的な特徴を備える事業所・法人の経営破たん。
- 但し、悪しきA型の跳梁跋扈は、事業者のみの責任ではない。

ご清聴ありがとうございました。